天理市告示第２６０号

大和都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する、同法第１９条第１項の規定により都市計画を決定したので、同法第２０条第１項の規定により、次のとおり告示し、同条第２項の規定により、当該都市計画の図書を天理市建設部都市整備課において公衆の縦覧に供します。

令和６年１２月２５日

天理市長　並河　健

面　　　　　積	備　　　　　考
約　５６．１２　ha	地区数　２７６　箇所